

北上地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年10月18日

北上地区消防組合
管理者 北上市長 **管理者署名**

北上地区消防組合規則第7号

北上地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上地区消防組合火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

北上地区消防組合火災予防条例施行規則（昭和49年北上地区消防組合規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
規制事項 根拠条文 標識類の種類		寸法		色		規制事項 根拠条文 標識類の種類		寸法		色	
		幅	cm	地	文字			幅 cm	長さ cm	地	文字
[略]	[略]					[略]	[略]				
第11条第1項第5号及び同条第3項	[略]					第11条第1項第5号及び同条第3項	[略]				
[略]	[略]					<u>第11条の2</u> 第2項	<u>急速充電設備である旨の標識</u>	<u>15以上</u>	<u>30以上</u>	<u>白</u>	<u>黒</u>
[略]	[略]					[略]	[略]				
第13条第2項および第4項	[略]					第13条第2項及び第4項	[略]				
[略]	[略]					[略]	[略]				

様式第 5 号 (第 3 条関係)

燃料電池発電設備
発電設備 設置届出書
変電設備
蓄電池設備

[略]

備考 1～3 [略]

4 全出力又は定格容量の欄には、燃料電池発電設備、発電設備または変電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。

5～7 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

様式第 5 号 (第 3 条関係)

燃料電池発電設備
変電設備 設置届出書
発電設備
蓄電池設備

[略]

備考 1～3 [略]

4 全出力又は定格容量の欄には、燃料電池発電設備、変電設備または発電設備にあつては全出力を、蓄電池設備にあつては定格容量を記入すること。

5～7 [略]